

特定非営利活動法人キッズドア 役員報酬規程

(総則)

第1条 この規程は特定非営利活動法人キッズドア（以下、「本法人」という）の定款第18条第3項に基づき、役員に対する報酬の支給及び費用の弁償に関して基本事項を定める。

(報酬)

第2条 本法人の役員には定款第18条第1項に基づき、その総数の3分の1以下の範囲内で、総会の決議を経て、報酬を支払うことができる。

2 本法人の役員報酬の支給対象は当面の間、監事のみとし、その任期中、月額5万円を上限に総会で定めた金額を支給する。

3 役員報酬の支給対象者及び支給額の決定にあたっては、当該役員の職務内容、勤続年数、学歴、年齢、経験、能力、前職での給与、本法人の財務状況及び同様の事業規模を有する他法人における状況等を総合的に勘案した上で、過大な支給とならないよう留意しなければならない。

(費用弁償)

第3条 本法人の役員がその職務の執行に当たって負担した費用（職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。）については、理事会の決議で定める範囲内のものに対して、当該役員より請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は総会の決議を経て行う。

附則 この規程は令和2年3月19日から施行する。

附則 なお、令和2年3月19日の臨時総会後に認証申請する定款変更が認証された際は、第2条及び第4条にある「総会」は「理事会」と読み替えるものとする。